新　　　　　　旧　　　　　　対　　　　　　照　　　　　　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 高知県証明事務手数料徴収条例施行規則(抜粋) | 高知県証明事務手数料徴収条例施行規則(抜粋) |
| 本則 | 本則 |
|  |  |
| (手数料の免除)  第4条　条例第3条第4号の規定により手数料を免除するものは、別に認めるものを除くほか、次のとおりとする。 | (手数料の免除)  第4条　条例第3条第4号の規定により手数料を免除するものは、別に認めるものを除くほか、次のとおりとする。 |
| (1)・(2)　略 | (1)・(2)　略 |
| (3)　母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第25条第1項若しくは第26条第1項又は同法第34条第1項において読み替えて準用する同法第25条第1項若しくは第26条第1項の規定による売店等の設置又は製造たばこの小売販売業の許可の申請をする際の母子家庭又は寡婦であることの証明 | (3)　母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第25条第1項若しくは第26条第1項又は同法第34条第1項において読み替えて準用する同法第25条第1項若しくは第26条第1項の規定による売店等の設置又は製造たばこの小売販売業の許可の申請をする際の母子家庭又は寡婦であることの証明 |
| (4)～(10)　略 | (4)～(10)　略 |
|  |  |